

地域連携薬剤師研修 参加企業の募集 いよいよ開始

- 2021年8月から施行される地域連携薬局の認定申請に必要な薬剤師の研修制度を創設し、3月から受講受付と研修を実施いたします。
- 薬局運営に係る今回の法改正の意義、地域包括ケアにおける薬局・薬剤師の活動などを内容とし、示唆に富む厚生労働省の説明も含まれています。
- 地域連携薬局該当薬剤師のみならず、幅広く薬剤師の研修等にご利用いただきたく、紹介いたします。

問い合わせ先

日本保険薬局協会

専務理事

皆川

研修担当

松尾、木地、上杉

地域連携薬剤師研修 参加企業(者)様募集のご案内

2021年8月1日から認定開始の地域連携薬局申請手続きに必要な薬剤師研修について、会員企業のご要望などを踏まえ、下記の趣旨、内容で実施します。今後の薬局が避けては通れない地域包括ケアに関する幅広い内容が含まれています。役職員の皆さまに広くご活用いただきたく、3月5日より企業様に対し口座開設案内を開始し、3月12日より所属薬剤師の申込・研修開始いたします。

研修内容

- 地域連携薬局に勤務するすべての薬剤師に必要な地域包括ケアに係る研修又はそれに準ずる研修として、厚生省令第10条2第3項9号に規定するもの(4枚目参照)
- 健康サポート薬局研修に含まれる地域包括ケアに係る研修内容に加え、厚生労働省担当課長の講義、地域連携薬局制度導入の背景や根拠などの丁寧な説明
- 他職種の連携強化のための幅広い情報(例えば口腔ケアと薬剤師)を提供

本研修趣旨、メリットなど

- これからの薬局運営に求められる地域包括ケアに関する理解を深めるとともに、地域連携薬局認定申請及び更新申請の要件として活用
- **オンデマンドのウェブ研修で、いつでもどこからでも効率的・効果的に受講**
- 修了者には地域連携薬剤師研修終了証が発行され、認定申請に活用
- 会員サービスの一環として実施し、研修システム構築、運用等は協会負担で費用は少額
- 本研修受講者は健康サポート薬局研修受講費用が低額(本研修費用分を控除)
- 会員企業 登録・管理費 2200円/人
非会員 当面上記と同額(会員募集特別期間中)
- 申込者は、自身のIDで、何度でも、いつでも研修コンテンツにアクセスし、毎年認定更新に活用
- 地域包括ケアに関する基本から応用的な内容を含み、新人等研修として活用可能
- 薬局現場での能力開発を通じ、スキルを活かした職業生活開拓を支援

その他(スケジュール、申し込み手続き等)

- 主として企業単位の申し込みとしますが、個人による申し込みも受け付けます。
- 企業お申込は、協会ホームページから行えます。別途個人申込窓口も設定。
- 設定された企業の窓口から社員がそれぞれで申し込むこととなります。
- 各企業窓口から申し込まれた職員の方々、また、個人の方々には、webラーニングシステムにアクセスするID、pass wordを発給します。
- 受講状況について、月単位に集計し、修了証の発行を企業様を通じて行うとともに、研修費用を企業様宛ご請求いたします(個人は直接)。
- 受講修了証は、健サポ研修と同様、6年の更新とすることを検討しています。
- 健サポ研修修了者は、無料で本研修にアクセスできます(本年夏ごろより)。

本研修のお問い合わせ先

一般社団法人 日本保険薬局協会 事務局 (皆川／松尾／上杉／木地)
TEL:03-3243-1075 FAX:03-3243-1076

健康サポート薬局研修

(22時間eラーニング+8時間集合研修)

技能Ⅰ (1時間)

- ①健康サポート薬局の社会的位置付けの説明
理念、施策、制度、背景
- ②健康サポート薬局のあるべき姿に関する演習

技能Ⅱ (4時間)

- ①薬局利用者の状態、状況把握
- ②利用者のニーズと解決策の提案
受診勧奨、OTC、生活習慣、
- ③相談対応後のフォローアップ

技能Ⅲ (3時間)

- ①地域の医療・保健・介護・福祉資源の現状
調査と説明
- ②薬局利用者健康保持・増進、医療介護等相談対応
適切な職種・機関への紹介
- ③地域包括ケアシステムと各職種・機関との連携
薬剤師としてあるべき連携

健康サポート薬局研修
地域包括ケア部分を拡
充したうえ、厚生労働省
等の講演を加え、地域
連携薬局について解説

地域連携薬剤師研修

(全体で4時間程度のウェブラーニング)

はじめに (30分)

- ①地域連携薬局研修の対象
- ②地域連携薬局と薬剤師研修実施の背景、趣旨、特徴
- ③薬機法改正とその経緯
- ④薬局の機能分化と医療機関の機能分化、など

第一部 厚生労働省の講演・講義 (50分)

「地域医療構想と地域包括ケアはつながる」
(人口と疾病動向をつかんだ今後の医療と介護の在り方)

- ・人口構造の変化に伴う地域社会の構造変化
- ・死亡数、死因、死亡場所、高齢者と疾病
- ・地域包括ケアシステムと地域医療構想
- ・変化している高齢者像

第二部 地域包括ケアにおける他職種間連携と薬剤師

- ①地域の医療・保健・介護・福祉資源の現状
調査と説明
- ②薬局利用者健康保持・増進、医療介護等相談対応
適切な職種・機関への紹介
- ③地域包括ケアシステムと各職種・機関との連携
薬剤師としてあるべき連携

—詳細目次—

1. はじめに・・・地域連携薬局研修について(約30分)

- ① 本研修の対象
- ② 本研修趣旨、背景、
- ③ 本研修の特徴(健康サポート薬局研修との関係)
- ④ 薬局の機能分化、特に、健康サポート薬局と地域連携薬局を中心に
- ⑤ 薬機法改正とその経緯(認定薬局を中心に)
- ⑥ 薬局機能分化と医療機関の機能分化
- ⑦ 本研修全体の構成

2. 第一部 厚生労働省講演・講義(約50分)

- ① タイトル ……地域医療構想と地域包括ケアシステムはつながる
- ② 副題 ……人口と疾病の動向をつかんだ今後の医療と介護の在り方
- ③ 目次
 - i. 人口構造の変化に伴う地域社会の構造変化
 - ii. 死亡数、死因、死亡場所
 - iii. 高齢者と疾病
 - iv. 地域包括ケアシステムと地域医療構想
 - v. オンライン資格確認等システムの稼働とデータヘルス改革
 - vi. 高齢化するアジア
 - vii. 変化している高齢者像

3. 第二部 ウェブ講義とワーク、ケーススタディ(約120分)

- ① タイトル ……地域包括ケアシステムにおける多職種間の連携と薬剤師
- ② 目次
 - i. 地域包括ケアシステムについて
 - a. 地域包括ケアシステム「5つの構成要素」
 - b. 地域包括ケアシステムのイメージ
 - c. 地域包括ケアシステム構築の流れ
 - ii. 当該地域の地域包括ケアシステムの現状調査
 - a. 地域包括支援センターの業務
 - b. 地域包括ケアシステムに係る職種
 - c. 地域包括ケアシステムにおける薬局の役割
(ワーク1) 人口構成の把握、ニーズと特徴の把握
(ワーク2) 地域包括ケアシステムの事例の把握
(ワーク3) 地域包括ケアシステムMAPの作成
 - iii. 相談応需、多職種・機関との連携ロールプレイ
(ワーク4) ケーススタディ1、2

3. 第三部(参考教材 任意学習 40分) 他職種との連携(口腔ケアと薬剤師)

薬剤師向け 医・歯・薬連携に関する 研修資料

監修： 大阪大学名誉教授 雫石 聡

制作・協力： 一般財団法人 サンスター財団、一般社団法人 日本保険薬局協会

生涯にわたる健全な口腔保健	顎骨壊死に関連するお薬と口腔ケア
ムシ歯とその予防	糖尿病患者の口腔ケア
歯周病とその予防	がん患者のお薬と口腔ケア
セルフケア	ドライマウスを引き起こすお薬と口腔ケア
	摂食・嚥下障がい者と口腔ケア
	認知症患者と口腔ケア

(本研修の根拠条文と関係通知)

省令第 10 条の 2(地域連携薬局の基準等 2021.1.22)

- 3-8 当該薬局に勤務している**薬剤師の半数以上が**、地域包括ケアシステムに関する研修を修了した者であること。
- 3-9 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する**すべての薬剤師に対し**、一年以内ごとに、**前号の研修又はこれに準ずる研修を計画的に受けさせていること。**

局長通知(2021.1.29)

- 3-8 **地域包括ケアシステムに関する研修については、「健康サポート薬局に係る研修実施要綱」において、技能習得型研修の研修項目に「地域包括ケアシステムにおける他職種連携と薬剤師の対応」が、知識習得型研修の研修項目に「地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例」が含まれていることから、当該要綱に基づき研修実施機関から健康サポート薬局に係る研修を修了した者として修了証の交付を受けた常勤の薬剤師が本規定の基準を満たす者として取り扱うこととする。**
- 3-9 地域連携薬局は、同項 8 号に基づき研修を修了した薬剤師のみならず、当該薬局に勤務する他の薬剤師も地域包括ケアシステムに係る内容を理解した上で業務に携わることが適当であることから、当該薬局に勤務する薬剤師に対して、**地域包括ケアシステムに係る内容が学習できる研修を毎年継続的に受講させることを求めたものである。当該研修については、外部研修が望ましいが、薬局開設者が従業員に対して自ら行う研修でも許容するものであり、あらかじめ実施計画を作成するとともに、研修実施後は、日時、参加者等に係る記録を保存しておくこと。**